

年 月 日

世田谷区成年後見制度申立費用助成申請書兼請求書

(あて先) 世田谷区長

申請者(申立人)

首長申立ては、成年後見人、保佐人、補助人による代理申請も可

氏名 _____ 印

住所 _____

電話番号(平日日中つながるところ) _____

審判申立事件番号 _____ 年(家)第 _____ 号

世田谷区成年後見制度申立費用助成について下記のとおり申請します。

記

1 申請金額【上限 30 万円】 _____ 円

内 訳 (1) 審判費用(収入印紙) _____ 円

(2) 登記費用(収入印紙) _____ 円

(3) 家裁に提出した郵券 _____ 円

(4) 鑑定費用 _____ 円

(5) 診断書作成費用 _____ 円

(6) 手数料(住民票、戸籍謄本、後見登記されていないこと
の証明書、不動産全部事項証明書 取得手数料)

_____ 円

(7) 手数料(専門家による申立て支援)【上限 20 万円】

_____ 円

(8) 未使用郵券等返還額(裁判所から返還を受けた場合)

_____ 円

2 資産(現金・預金)

(1) 審判の対象者 現金 _____ 円 預金 _____ 円

(2) 審判の申立人 現金 _____ 円 預金 _____ 円

3 その他

(1) 領収書の写しを必ず添付ください。領収書の無い費用は申請できません。

(2) 審判申立て書類及び受領した書類の写し一式と審判書謄本を添付ください。

(3) 審判の対象者及び審判の申立人の収入や資産を証明する書類を添付ください。

(4) 本申請書の提出期限は、審判の確定した日から 180 日以内です。